



自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

道路交通法の一部が改正され、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。広野町では、自転車乗車時のヘルメット着用を推進するため、自転車用ヘルメットの購入に対し補助を行います。

対象者

下記の(1)～(3)のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する方
- (2) 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない方
- (3) 暴力団員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方

対象のヘルメット

下記の(1)～(5)のいずれかの安全基準を満たす新品の自転車用ヘルメット

- (1) 一般財団法人製品安全協会による認証（SGマーク）
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟による認証（JCFマーク）
- (3) 欧州連合の欧州委員会による認証（CEマーク）
- (4) ドイツ製品安全法が定める認証（GSマーク）
- (5) 米国消費者製品安全委員会による認証（CPSCマーク）

補助金額

購入費用の2分の1（10円未満切り捨て）

ヘルメット使用者一人につき1個（回）限り、上限5,000円

※装飾品や部品等の費用は除く。

※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。



申請の流れと必要な添付書類

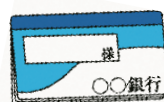
(1) ヘルメットを購入し、お店から下記の書類をもらってください。

- ① ヘルメットを購入した際の、領収書の原本
- ② 購入したヘルメットの安全基準に関する認証等が確認できるものの写し



(2) 補助金申請書に必要事項を記載し下記の書類と一緒に環境防災課へ提出してください。

- ① 領収書の原本
 - ② 購入したヘルメットの安全基準に関する認証等が確認できるものの写し
 - ③ 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し
- ※申請の際には、印鑑をお持ちください。



(3) 申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/anzen/1002862/1004182.html>



【問い合わせ先】

広野町 環境防災課

電話：0240-27-2114